

平成25年度松阪市バイオマス活用推進計画策定業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、松阪市に賦存する生物由来の有機性資源（バイオマス）を堆肥等の製品や電気・熱等のエネルギーとして総合的に活用することにより、地球温暖化防止、資源循環型社会の形成、戦略的産業の育成、地域の活性化に市民、行政及び地域の関係者が一体となって取り組むための指針を示す「バイオマス活用推進計画」を策定するものである。

2 業務の概要

1) 業務名

平成25年度松阪市バイオマス活用推進計画策定業務委託

2) 計画対象地域

松阪市全域

3) 業務実施期間

契約日から平成26年3月20日まで

3 業務の範囲

業務の範囲は、以下のとおりとする。

1) 松阪市バイオマス活用推進計画案の作成

計画案の作成については、学識経験者、産業代表者、市民代表者等で構成する松阪市新エネルギー推進委員会及び事務局（松阪市環境部環境課）等の意見を参考に計画案の作成業務を行う。計画案の基本構成は以下のとおりとする。

なお、計画の策定にあたっては、「バイオマス活用推進基本法に基づく都道府県及び市町村によるバイオマスの活用の推進に関する計画の策定の推進について」（平成23年1月26日付け22環第247号農林水産省大臣官房環境バイオマス課長通知。）及び「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」（平成24年9月農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課）に準拠して行うものとする。

①バイオマス活用推進計画に盛り込むべき基本的事項の検討

- ・計画策定の目的の確認
- ・計画期間の設定
- ・市の概要・地域特性の把握

②バイオマス活用の現状把握

- ・市域に賦存する全てのバイオマスを対象に、賦存量、既存の利用量、利用方法、利用率をバイオマス別に集計・整理するものとする。
- ・調査にあたっては、既存統計資料等の収集・整理によるほか、地域関係者・関連事業者への聞き取り調査を実施し、精度を高めるものとする。

③バイオマスの活用に関する目標の設定

- ・計画期間の最終年度において、市域にて達成を図ることとするバイオマスの利用量及び利用率の目標をバイオマスの種類ごとに検討し設定するものとする。

④バイオマスに関する取組方針の検討

- ・地域課題を整理するとともに、将来の市域のあるべき姿の展望について検討し示すものとする。
- ・対象となるバイオマスを選定するとともに、変換技術の現状や需要先の状況も踏まえ利用策を検討するものとする。
- ・利用方策を実現するために必要な研究・実証の手順について検討・整理するとともに、具体的な取組内容及び工程についても検討するものとする。

⑤実施体制の確立

- ・バイオマス利用を推進するうえで、連携を図るべき関係機関との役割分担、連携・協力の方針や協力体制について検討し、その方向性について示すものとする。

2) 松阪市新エネルギー推進委員会における会議資料の作成及び委員会に出席し、適宜説明等を行うとともに、委員会ごとに会議録を作成し事務局に提出するものとする。なお、検討委員会は4回程度の開催を予定している。

加えて、事務局及びバイオマス活用推進プロジェクトチームをはじめとする庁内推進組織との打ち合わせに出席するとともに、適宜アドバイスを行う。打ち合わせ終了後は打ち合わせ記録を作成し事務局に提出するものとする。

3) バイオマス活用推進計画の中間案ができた段階で、松阪市民を対象に中間案報告会を開催する予定である。この中間案報告会への出席、中間案の概要報告に関する資料づくり及び説明等を行うものとする。

4 納入成果品

松阪市バイオマス活用推進計画策定業務の成果として、以下に示すものを納入する。

- 1) バイオマス賦存量及び利活用状況調査結果報告書 A4 版 5部

- 2) 松阪市バイオマス活用推進計画書及び計画書概要版（案）A4版 5部
- 3) 参考資料等 5部
- 4) 上記の報告書及び計画書（概要版含む）の電子データ（Word形式及びPDF形式）1式
※電子データの提出方法については打ち合わせによる。

5 提出書類

業務着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- 1) 着手時
 - ①着手届
 - ②工程表
 - ③その他必要な書類
- 2) 完了時
 - ①成果品納品書
 - ②業務完了届
 - ③請求書

6 主任技術者

受託者は、主任技術者をもって業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。主任技術者は過去に同計画を策定した実績があるもしくは策定することができる能力を有するもので、業務を遂行するうえで必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

7 作業の確認及び打ち合わせ

作業を遂行するための必要事項について、松阪市に対しその進捗状況を随時報告するとともに、段階ごとに十分な打ち合わせを行い、業務の遅延や遺漏の防止に努めるものとする。

なお、業務の遂行中に協議した事項等は、その内容等の記録を作成し、相互に確認の上、保有するものとする。

8 業務の変更

業務の内容に著しい変更が生じた場合は、松阪市と協議し、契約の変更を行うものとする。

9 関係法令の遵守

本業務の実施にあたり、関係法令、規則、細則、通知等を遵守するものとする。

10 秘密の厳守

本業務の実施中に生ずるすべての成果品や知り得た事項等を、松阪市の許可なく他に公表及び貸与してはならないものとする。

11 調査の成果の帰属

本業務に係る一切の成果は、松阪市に帰属するものとする。

12 その他

業務実施に際し疑義が生じた場合は、松阪市と協議し解決するものとする。なお、本仕様書に記載のない事項であっても、バイオマス活用推進計画の策定において、本市が必要と認めた事項については、全て本業務に含まれるものとする。